

区の施設等の再開の段階別ステップ（9月23日時点）

	外出自粛	施設等に対する休業要請等 ●全てのSTEPにおいて、適切な感染防止対策の実践	学校
STEP0	<ul style="list-style-type: none"> ●8割程度の接触機会の低減を目指した外出自粛 ●クラスター発生歴のある施設の利用自粛 ●他県への移動の自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ●運動施設・文化・地域コミュニティ施設等を対象 ●イベント開催の自粛 	●休校
5/26～ STEP1	●外出時における「新しい日常」の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ●区民の文化的・健康的な生活を維持する上で必要性が高い施設を緩和（例）・博物館、図書館、公園、運動施設（観客席やトレーニングジムの部分は除く）、地域コミュニティ施設（受付窓口5/26～、施設貸出6/1開始）等 →感染拡大防止策として、入場制限等を設けることや3密にならない箇所・利用内容に限定して順次、施設を再開 ●下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以上（屋外）200人以下 	<ul style="list-style-type: none"> ●段階的な教育活動の再開 ○0段階 分散登校準備（5月26日（火）から同月31日（日）臨時休業） ○1段階（第1週目）6月1日（月）から全学年が分散して、1時間程度毎日登校 ○2段階（第2週目・第3週目）全学年が分散して、3時間程度毎日登校 簡易昼食の提供 ○3段階（第4週目）通常登校・給食実施・部活動実施
6/1～ STEP2	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き休業要請となる施設の利用自粛 ●クラスター発生歴のある施設の徹底した利用自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ●クラスター発生歴がなく、3つの密が重なりにくい施設を緩和（例）・文化施設等 →入場制限や座席間隔の留意を前提に施設の再開 ●下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）100人以下、かつ収容定員の半分以上（屋外）200人以下 	
6/12～ STEP3		<ul style="list-style-type: none"> ●適切な感染拡大防止対策をとった上で、全ての施設の休業要請を終了 ●6/19以降、下記の規模等のイベントについて開催可能（屋内）1,000人以下、かつ収容定員の半分以上（屋外）1,000人以下 ●7/10以降：（屋内）5,000人以下、かつ収容定員の半分以上（屋外）5,000人以下 ●9/19以降：必要となる感染防止策が担保される場合、以下のとおり11月末までイベント開催制限を緩和する。 詳細は、別紙1～9を参照 <p>収容率と上限人数でどちらか小さいほうを限度とする（両方の条件を満たす必要）。</p> <p>収容率 【大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの】 （例：クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等） 100%以内（席がない場合は適切な間隔） 【大声の歓声・声援等が想定されるもの】 （例：ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント） 50%以内（席がない場合は十分な間隔）</p> <p>人数上限 ①収容人数10,000人超⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下⇒5,000人</p> <ul style="list-style-type: none"> ●12月以降の取り扱いについては、感染状況、イベントの実施状況を踏まえ、改めて検討を行う。 	
<p>区民・事業者による「新しい日常」の徹底</p>			

※感染状況や国及び東京都の新たな見解によって、適宜、見直しを行う。